

障害福祉サービス従事者等の資格取得にかかる経費助成

4 月から
拡大

杉並区では、障害福祉分野の人材確保・育成・定着を図るため、区内の障害福祉サービス事業所等で働く方を対象に、資格取得費用を助成しています。

令和 8 年度からは、これまで助成対象であった「介護職員初任者研修」「実務者研修課程」に加え、「障害者（児）移動支援従業者養成研修」や「強度行動障害支援者養成研修」など、対象となる研修を拡大するとともに、研修を受講した本人に代わり受講料を負担した事業所等から申請もできるようになりました。

●新規に助成の対象となる研修は、修了証の修了日が「令和 8 年 4 月 1 日以降」のものです。

令和 7 年度まで

拡大

令和 8 年度から

●が新規拡大

対象となる研修	助成上限額
○介護職員実務者研修	12万円
○介護職員初任者研修	8万円

対象となる研修	助成上限額
○介護職員実務者研修	12万円
○介護職員初任者研修	8万円
●居宅介護職員初任者研修	5万円
●障害者（児）移動支援従業者養成研修(全身性障害者/知的・精神障害者/視覚障害者)	
●生活援助従事者研修	
●障害者居宅介護従業者基礎研修	
●同行援護従業者養成研修	
●重度訪問介護従業者養成研修	
●行動援護従業者養成研修	
●強度行動障害支援者養成研修	

●事業所が受講料等を立て替えた場合 事業所が区に直接申請できます。

これまでの研修を受講する本人のみが助成対象でしたが、今後は研修受講料を負担した事業所等も助成対象となり、事業所から申請できるようになります。

※ 本人と事業所で申請方法等が異なりますので、詳細は杉並区ホームページ等でご確認ください。

URL: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/s037/8176.html>

二次元コードは
こちらから →

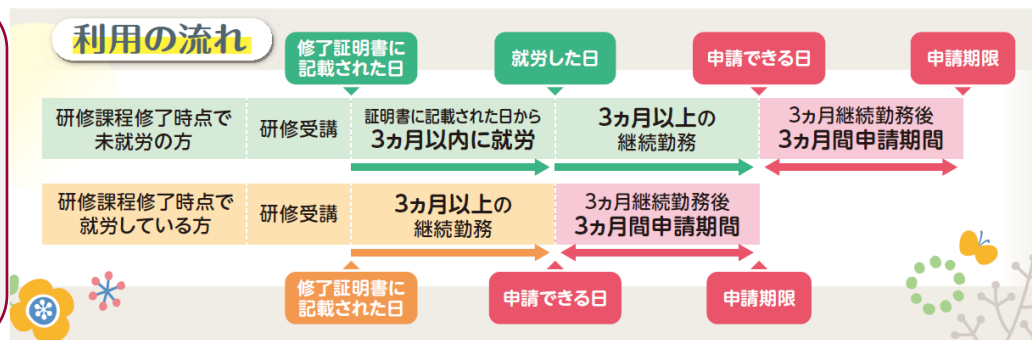


社会福祉士・介護福祉士実習指導者講習会受講料の助成も、事業所が区に直接申請できるようになりました。

●助成を申し込むためには、これまでどおり「3 か月以上の継続勤務」が必要です。

たとえばー

新しく助成対象となる研修の修了日が「4 月 1 日」だと、その日から 3 か月後の「7 月 1 日」から申請できます。



より利用しやすい事業となるよう、令和8年4月(一部6月)から 移動支援事業を見直します

区では、障害者が地域とつながり、その人らしい暮らしや社会との関わりができるようにするため、移動支援事業を見直します。主な見直しは次のとおりです。

令和8年6月から 必要な方が必要な時に利用できるようにするために

① 肢体不自由児者の対象要件の見直し

肢体不自由児者について、現行では「身体障害者手帳を所持し、かつ全身性障害がある肢体不自由児者」を対象としていましたが、見直し後は「身体障害者手帳を所持している肢体不自由児者」を対象とします。

② 通所送迎の対象要件の見直し

通所利用は、これまでと同様に原則として認められません。見直しにより、例外的に利用できる範囲を拡大するとともに、これまで必要としていた「介護者が介護できない場合」という条件がなくなります。

現行

「介護者が就労や疾病などにより障害者を介護できず、かつ支給認定会議で認められた場合」に限り、次のいずれかの利用が可能。

- ① 就労継続支援 B 型施設への通所訓練（3 か月以内）
- ② 生活介護施設のバスポイントまでの送迎
- ③ 視覚障害者の自立訓練施設への通所訓練



見直し後

例外的に利用できる範囲が現行の ①～③ に加え、新たに次の利用が可能になります。

- ④ 本人の高齢化や生活状況の変化を理由とした、自宅と就労継続支援施設間の通所
 - ⑤ 年度途中の施設利用開始や引越などにより送迎バスを利用できない場合の、自宅と生活介護施設間の通所
- また、これまで必要としていた「介護者が就労や疾病などにより障害者を介護できず」という条件は廃止します。

令和8年4月から ガイドヘルパーを確保するために

① サービス単価の見直し

サービス単価について、区独自のサービス単価から、処遇改善加算を勘案した国の障害福祉サービス報酬単価を参考とする単価へと見直します。また、30 分までの支援に対するサービス単価を 1 時間までと同額にします。

単位:円

参考 金額	支援時間	現行(令和7年度まで)			見直し後(令和8年度以降)		
		軽度	重度Ⅰ	重度Ⅱ	区分 A	区分 B	区分 C
	～0.5 時間以下	2,500	3,200	3,300	2,808	4,305	5,760
	0.5 時間超え～1 時間以下	3,200	4,200	4,700	2,808	4,305	5,760
	1 時間超え～1.5 時間以下	3,900	5,200	5,700	3,920	6,216	8,369

② 支給区分の見直し 支給区分について、次のとおり改訂します。

現行(令和7年度まで)		見直し後(令和8年度以降)	
軽度	重度Ⅰ及びⅡに該当しない方	区分 A	見守りのみ必要な方 新規
重度Ⅰ	身体介護等なし	区分 B	ときどき、身体介護等が必要な方
重度Ⅱ	身体介護あり	区分 C	常に、身体介護等が必要な方

③ 「居宅介護」事業者以外の新たな事業者の参入

従前は、実施事業所を「居宅介護」の指定を受けている事業所に限定していましたが、見直し後は、共同生活援助、就労継続支援 B 型、放課後等デイサービスなどの指定を受けている事業所にも対象を拡大します。なお、支援に従事する者については、従来どおりガイドヘルパーの資格取得が必要です。

④ 未経験者の参入促進と資格取得支援

ガイドヘルパーとして従事するために必要な資格取得に係る経費について、助成の対象となる研修を拡大(1 ページ参照)するとともに、訪問系障害福祉サービス事業所人材確保支援事業の対象に、新たに移動支援事業も加えます(3 ページ参照)。

その他、見直しの詳細については、以下杉並区公式ホームページをご覧ください。(令和8年4月以降掲載予定)

URL:

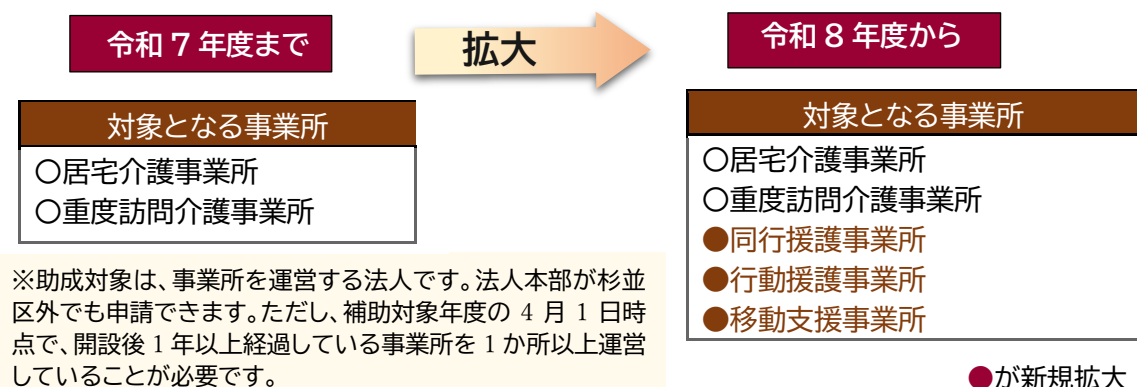
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s036/22549.html>

二次元コードはこちらから ➡



令和 8 年 4 月から対象となる事業所を拡大しました

未経験者などをヘルパー補助者として有期雇用し、指導ヘルパーの監督のもとで補助業務に従事させる際の人件費や、その後の正規雇用を見据えた資格取得に係る経費を助成する事業について、その助成対象事業者を拡大します。



助成内容

①ヘルパー補助者雇用助成	未経験者等をヘルパー補助者として有期雇用し、指導ヘルパー監督のもと、身体介護・家事援助等の補助業務に従事させることにかかる人件費の助成 ※ヘルパー補助者の資格取得や必要な実務知識及び技能習得のための研修受講等の時間を含みます。
②ヘルパー補助者資格取得助成	①のヘルパー補助者が、ヘルパーとして従事するために必要な資格取得にかかる研修経費の助成

助成額

事業ごとに対象経費と、助成上限額と比較して少ないほうの額

補助対象事業	補助対象経費	助成上限額
①ヘルパー補助者雇用助成	ヘルパー補助者の人件費	1 人当たり、1 時間につき 1,700 円×720 時間 (勤務時間が週 20 時間未満の勤務の場合は 360 時間)
	ヘルパー補助者の法定福利費 (事業主負担相当分)※	人件費(上記で算出した額)に 0.15 を乗じて得た額
②ヘルパー補助者資格取得助成	ヘルパー補助者の研修受講料	1 人当たり 83,000 円

※雇用契約期間を通じて社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険)の全てに加入している場合のみ

助成にあたっての助成要件・手続きなどの詳細は、杉並区ホームページ等でご確認ください。

URL:<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s037/21639.html>

二次元コードは
こちらから ➡



登録手続きはかんたん！登録して、求人募集をはじめましょう

事業説明会を開催

事業のご案内や、登録手続き、申請の流れについての説明会を開催します。ご都合に合わせて、**会場参加・オンライン参加のどちらでも**ご参加いただけます。会場参加では、その場で登録手続きも行えます。「まずは話だけ」という方も大歓迎です。

- 【日時】 ①令和 8 年 4 月 24 日 (金) 10:30~11:30
 ②令和 8 年 4 月 28 日 (火) 10:30~11:30 ※各回とも同じ内容です。
- 【会場】 杉並区役所 小川ビル 4 階会議室
 (1 階：ドトールコーヒー南阿佐ヶ谷駅前店)
- 【申込方法】 各回いずれも 2 日前まで に、
 右側の 二次元コード または URL からお申込みください。
<https://logoform.jp/form/Y4gR/1513373>

二次元コードは
こちらから ➡



知的・精神障害者ガイドヘルパー講座を開催します

募集締切は
5月24日

知的・精神障害の方のガイドヘルパーとして活動するための知識や技術を学ぶ講座で、修了者には「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修の修了証明書」を交付します。

日時	全4日 ・6月13日(土) 9:00~18:00 ・6月14日(日) 9:00~17:10 ・6月15日から8月12日のうち1日 実習 ・8月22日(土) 9:30~12:00
会場	杉並区役所分庁舎
定員	20名
受講料	3,500円



申込は
こちらから ↑

今年度から、3か月働けば、**受講料が無料**になるよ！(1ページ参照)



※講座終了後から3か月以内に事業所に登録し、3か月間の継続勤務が確認できた段階で助成します。

※区では、年2回開催しています。第2回目は、秋期講座(8月15日募集開始)を予定しています。

◆事業担当 障害者施設支援課事業者支援係

杉並区の障害福祉を知るための

「障害福祉初任者講習会」を開催します

募集締切は
5月11日

区では、今年度新たに杉並区の障害福祉サービス等事業所・特定相談支援事業所や、区の障害福祉分野に勤務となった職員を対象に、「障害福祉初任者講習会」を開催いたします。

日時 **5月25日(月) 第1回 9:30~12:30 / 第2回 14:00~17:00**

場所 杉並保健所 地下講堂

内容
・杉並区の仕事を知る
・動画で紹介する区内の施設
・自分の職場紹介のワークショップ
・区の障害分野の課長による講義

※第1回、第2回いずれも同じ内容です。



定員 各60名

費用 無料

問合せ 障害者施設支援課事業者支援係

申込フォーム →



施設紹介動画を視聴中

掲示板

●研修などでご活用ください (杉並区基幹相談支援センター) 障害者虐待防止研修の動画を限定公開

2月16日に以下のテーマで実施した障害者虐待防止研修の動画を限定公開いたします。

「もしも虐待通報があったら…どう受け止める？何を改善する？」
～社会福祉法人で法務担当として活動されている講師からの貴重なアドバイス～

虐待防止の取り組みとして、法人内の研修など、ぜひご活用ください。
(限定公開のため予告なく公開終了になる場合がございます)



二次元
コードから →

<https://youtu.be/5VqIYPZCTg>